

議案第95号

世田谷区情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 行政情報の開示の請求に係る制限を廃止するとともに、規定の整備を図る必要があるため、本案を提出する。

世田谷区情報公開条例の一部を改正する条例

世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

(3) 特定重要公文書（世田谷区公文書管理条例（令和2年3月世田谷区条例第4号）

第2条第4項に規定する特定重要公文書をいう。）

第5条を次のように改める。

（行政情報の開示請求権）

第5条 何人も、実施機関に対して行政情報の開示を請求することができる。

第6条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項に1号を加える改正規定は、令和4年4月1日から施行する。